

2026年1月13日

東京高等裁判所第12部民事部E3係 御中
令和7年（ネ）第3310号 懲罰取消等請求控訴事件
控 訴 人 八木橋健太郎
被控訴人 国

控訴人代理人弁護士 吉 田 京 子

控訴理由補充書

控訴人八木橋健太郎作成の2025年7月17日付控訴理由書を次のとおり補充する。

第1 補充の趣旨

控訴人は、上記控訴理由書において、原判決の事実誤認を指摘した。この事実誤認は、原審における審理不尽、すなわち控訴人にとって重要な事実の立証を尽くさせなかった訴訟指揮によって生じたものである。

具体的には、控訴人は、本件の主要な争点である控訴人の金属アレルギーの症状や刑務所の処遇等の事実について、書証によって立証することが不可欠であったにもかかわらず、原審は、控訴人の提出した書証すべての取調べを拒み、審理を尽くさないまま判決に至った。

本補充書においては、すでに主張した事実誤認の基礎に審理不尽があったことを明らかにするとともに、この審理不尽が単なる証拠評価の誤りにとどまらず、訴訟手続における法令違反及び憲法違反を構成することを述べる。

第2 原審における審理不尽

1 原審における証拠調べ手続

控訴人は、原審において、証拠説明書(1)ないし同(7)を順次提出し、その都度甲号証（合計47点）を裁判所に送付して証拠の申出（民訴法180条2項）をした。これらの書証は、各証拠説明書の記載からも明らかなどおり、控訴人の主張に直結するものであり、証人尋問の行われぬ本件において控訴人の主張を基礎づける唯一の証拠というべきものだった。

第1回口頭弁論期日において、被控訴人の提出した乙号証101点がすべて取り調べられたが、甲号証の取調べは一切行われず、審理は終結した。当時刑務所

に在監していた控訴人は、その申出にもかかわらず、同期日に出頭することが許されていなかった。

2 審理不尽

原審は、控訴人に対する釈明によって上記の取扱いを控訴人に知らせて立証方法を検討させることや、本人尋問を実施することとして出廷を促すことなど、控訴人に立証を尽くさせるための訴訟指揮を一切行わなかった。その結果、控訴人は、その主張に必要な立証をまったく行うことができないまま、不利益な判決を受けた。上記の手続は当然に審理不尽に当たる。

3 訴訟手続の法令違反

裁判所は、民事訴訟の審理に当たって、当事者に攻撃防御を尽くさせ、公正な審理を行わなければならない（民訴法2条参照）。原審裁判所は、控訴人が申し出た書証の取調べをまったく行わず、その立証を不当に妨げた。このような訴訟指揮は、当事者に手続保障を与えるべき民事訴訟の基本構造に反し、手続の適正を欠くものであり、訴訟手続における法令違反に該当する。

控訴人が原審の第1回口頭弁論期日に欠席したことから、事実として証拠の申出（民訴法180条）を欠いたとの理解は誤りである。証拠の申出のうち書証の申出は、「文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない」（同法219条）こととされているところ、控訴人は文書（甲号証47点）を提出して書証の申出をしていた。同条における「文書」とは、続く「又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立てて」との文言からも明らかなおおりに、書証として用いるべき文書を指している。すなわち、法が要求する証拠の申出のうち、書証の申出については、原則として書証それ自体を提出してしなければならないこととされているのである。逆にいえば、法は、書証の申出について、書証それ自体の提出を求めているが、それ以上の形式を要求しない。控訴人は書証のほかに証拠説明書（民事訴訟規則137条1項）を提出しており、これが書証の申出の趣旨を含むものであったことは明らかである。

第1回口頭弁論に欠席した当事者には証拠の申出が許されないとの法解釈もまた誤りである。民事訴訟法は明文で「証拠の申出は、期日前においてもすることができる」（同法180条2項）と定めた。また「証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においても、することができる」（同法183条）とも規定されている。学説も、「証拠申出は必ずしも期日に行われなければならないわけではなく、期日前の証拠申出も認められているから（180条2項）、本条〔引用者注

：第1回口頭弁論における擬制陳述を定める民訴法158条のこと]を適用したのと同じ結果（期日前の証拠申出を前提にして出頭した相手方に弁論させる）にはなる」（秋山幹男ほか「コンメンタール民事訴訟法Ⅲ」398頁）と指摘する¹。この指摘は正当である。原審は、期日前の証拠申出を前提にして証拠の取調べをすることができ、そうしなければならなかったのである。

判例も上記の見解を支持する。当事者一方が欠席した場合の口頭弁論の進行について、大審院は、（要旨）「最初の口頭弁論期日に適法なる弁論ありたるも適法なる証拠申出無きときは裁判所は弁論を終結し弁論の全趣旨を斟酌し且つ主張立証責任の原則に従い判決を為し若し適法なる証拠申出あるときは裁判所は其の証拠調を為したる上弁論を終結し弁論の全趣旨及び証拠調の結果を斟酌し且主張立証責任の原則に従ひ判決を為す可きものとす」（大判昭和8・4・25民集12巻870号。要旨の引用は法律時報5巻11号66頁）と述べており、この判例は今日まで変更されていない。欠席当事者による事前の証拠申出を許さないという原審の手続は、民事訴訟法及び判例を無視した独自の解釈というほかない。

原審の証拠採否の判断を正当化する事由はほかになく（同法181条1項参照）、上記の手続は、民事訴訟法2条、180条、181条、183条及び219条に違反する。

第3 憲法違反

憲法32条は裁判を受ける権利を保障する。また憲法31条の趣旨は、司法手続における適正手続の保障として民事訴訟にも及ぶと解されている。これらの保障の核心は、当事者が自己に有利な事実を主張し、これを証拠により立証する機会が実質的に与えられることにある。しかし原審は、控訴人の立証をすべて封じ、主要な争点について立証を尽くす機会を与えないまま結論を出した。このような手続は、裁判を受ける権利を空洞化し、実質的に適正手続保障に反するものであり、憲法32条及び31条違反を構成する。

控訴人がその申し出た書証すべてについて取調べを拒否されたことは、裁判を受ける権利を著しく侵害するものである。当審においてこれらの書証の証拠調べが行われたとしても、彼の審級の利益は回復しない。原判決を破棄するだけでなく、事件を原審に差し戻すのでなければ、侵害された権利は治癒しえないのである。

¹ 他方で、「第1回口頭弁論期日に欠席したときは書証の申出があったものとはみられない」（秋山幹男ほか編「コンメンタール民事訴訟法Ⅳ」82頁）との指摘もあるが、誤りである。同書にはなにゆえ民訴法の明文規定に反した解釈をするのか実質的理由はまったく述べられておらず、この解釈を肯定する判例も挙げられていない。単なる解説書の一節は、一方当事者から書証による立証の機会を一切奪うという極めて深刻な判断を支える法源として機能しえない。

第4 結論

原判決の審理判断過程には、控訴人の提出した書証すべての取調べを拒んだという極めて重大な手続的瑕疵がある。この瑕疵は原判決の事実誤認を生じさせただけでなく、第一審において適切に尽くされるべき審理が欠落していたことを示している。原判決を破棄し、差戻し審において改めて必要な立証を尽くさせなければならない。

以上